

食品関係事業者の皆様、加工食品の表示の切り替えはお済みですか？

令和4年4月1日から、全ての加工食品に原料原産地の表示が必要となります！（重量割合1位の原材料に原産地の表示をします。）

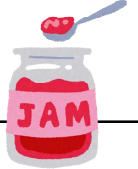
早めに新制度に基づく表示への切り替えを進めましょう！

従来の制度

「22食品群及び個別4品目」対象商品にのみ個別の原産地表示ルール

<表示例>

名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、レモン果汁



上記の対象外商品のため
原料原産地の表示は義務ではなかった

新制度【経過措置期間：R.4.3末まで】

国内で製造した加工食品の重量割合1位の原材料に原料原産地を表示します

「22食品群及び個別4品目」は従来ルールどおり。 **新** ※「おにぎりのり」が新たに追加

原料原産地の表示は、重量割合1位の原材料が、

「**生鮮食品**」か「**加工食品**」によって、表示の方法が異なります！

一番多く使用する原材料が
生鮮食品



「**産地**」を表示

- 【国産品の場合】 **国産**
(都道府県名等も可)
- 【輸入品の場合】 ○○**産**
(○○は原産国名)

<表示例>

名称	いちごジャム
原材料名	いちご(高知県産)、砂糖、 レモン果汁



一番多く使用する原材料が
加工食品

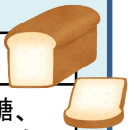


「**製造地**」を表示

- 【国内で製造した食品の場合】 **国内製造**
(都道府県名等も可)
- 【輸入品の場合】 ○○**製造**
(○○は原産国名)

<表示例>

名称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、 マーガリン、パン酵母、食塩



※加工食品の原材料である生鮮食品まで遡って表示することも可能

原材料名	小麦粉(小麦(国産))、...
------	-----------------

産地が複数ある場合

【原則】 国別に重量割合の高いものから順に国名を「、(読点)」でつないで表示

原材料名	小麦粉(アメリカ製造、カナダ製造)
------	-------------------

※産地が3カ国以上ある場合は、従前のルールと同様に3カ国目以降を「その他」と表示することができます。

※今後1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示 + 又は表示」が条件に従い認められる場合があります。